

議案第 15 号

藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

**平成 31 年 2 月 25 日可決**

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例

藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 20 年条  
例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 妹ヶ谷山村活性化センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。